

萩市立椿西小学校
いじめ防止基本方針



令和4年4月
萩市立椿西小学校

目次

第Ⅰ いじめの防止等に係る考え方

- | | |
|--|----------|
| 1 いじめとは | 3 |
| (1) いじめの定義 | |
| (2) いじめの構造、特徴 | |
| 2 いじめの対応に係る基本的な考え方 | 4 |
| (1) いじめの防止 | |
| (2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進 | |
| (3) 対応の視点 | |
| 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項 | 4 |
| (1) 学校における基本姿勢 | |
| (2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組 | |
| ・ いじめ対策組織の構成 | |
| ・ いじめ対策委員会の役割 | |
| ・ ケース会議 | |
| (3) いじめ防止等に係る取組の年間計画 | |

第Ⅱ 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

- | | |
|--|-----------|
| 1 未然防止【いじめの予防】 | 7 |
| (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化 | |
| (2) 学校の教育活動を通じた取組 | |
| (3) 家庭・地域との連携 | |
| 2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】 | 8 |
| (1) 校内指導体制の確立 | |
| (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組 | |
| (3) 家庭・地域との連携 | |
| 3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】 | 8 |
| (1) 早期対応のための本校の体制 | |
| (2) いじめへの対応 | |
| (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応 | |
| (4) 地域・関係機関との連携 | |
| 4 いじめの解消について | 11 |
| ・ 山口県教育委員会作成資料 | |
| 「令和元年度児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における | |
| いじめの状況に係る留意事項について」より | |
| 5 重大事態への対応フロー図【学校用】 | 12 |

第Ⅰ いじめの防止等に係る考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないよう努めることが重要である。
- 外見的には「けんか」のように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向も配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」(加害者・被害者・観衆・傍観者)となっていることを念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童(観衆)も見て見ぬふりをする児童(傍観者)も「いじめている人」に見える。

2 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

- 「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめ防止対策推進法第4条)
- いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゅう」(自由)、「びょうどう」(平等)、「いのち」(生命)をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

(2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進

- いじめ問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、社会総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(3) 対応の視点

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

(1) 学校における基本姿勢

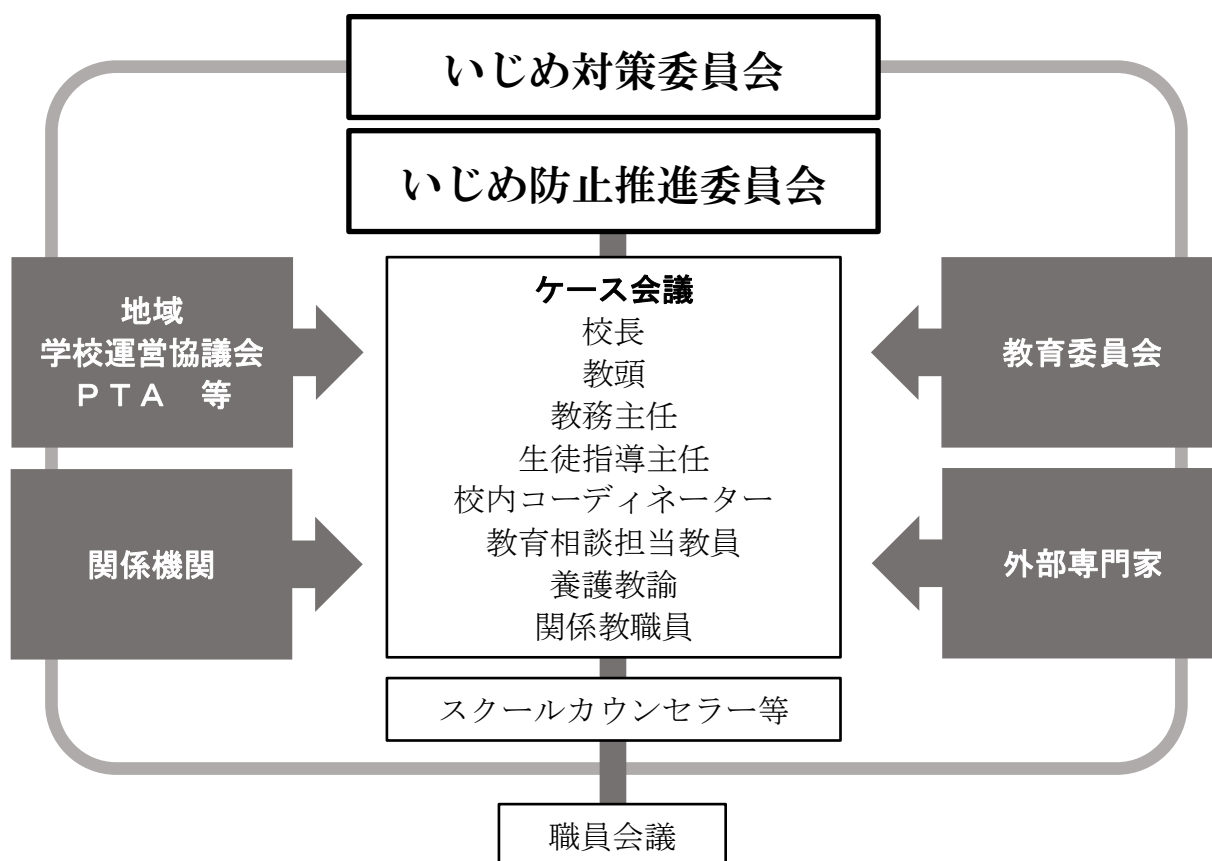
- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を中核として、一致協力体制を確立し、学校の実態に応じて、いじめ防止等について体系的・計画的かつ具体的な取組を推進する。
- いじめは、未然防止の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。

- 児童の些細な変化に対して、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

(2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組

・いじめ対策組織の構成

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を総括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、「いじめ防止推進委員会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。



・いじめ対策委員会の役割

- ◇学校教育方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇いじめの相談・通報の窓口
- ◇いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、アンケート調査の実施、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

・ケース会議

- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇アンケート結果の分析
- ◇対応・対策に関する検討

(3) いじめ防止等に係る取組の年間計画

月	教職員の活動	保護者や地域との連携	児童の活動
4	要配慮児童の共通理解 顔写真名簿の作成	学校いじめ防止基本方針 の通知希望相談会	学級開き 学級目標の作成
	第1回学校運営協議会		
5	学級懇談会		
	第1回いじめ対策委員会 5月19日(木)		
6	第2回学校運営協議会(授業参観)		教育相談週間 スマホ・ケータイ教室
		「つばき田んぼの会」との学習開始	
7	学校保健安全委員会 個人懇談会 第3回学校運営協議会		
8			
9	第4回学校運営協議会		教育相談週間
10			
11			教育相談週間
	第2回いじめ対策委員会 11月10日(木)		
	人権教育参観日		
12		学校評価(保護者)の実施	学校評価(児童)の実施
	個人懇談会		
1			教育相談週間 新入児一日入学
2	学級懇談会		
	第3回いじめ対策委員会 2月9日(木)		
		6年生を送る会での「花綱会」のマスコット贈呈	
3	第5回学校運営協議会 中学校との引き継ぎ(情報共有) 幼稚園・保育園との引き継ぎ(情報共有)		

- ・生活アンケートの実施(全児童) … 毎週水曜日
- ・児童に関する情報交換会(全教職員) … 毎週水・金曜日(職員会議後)
- ・生徒指導週報の作成(全担任) … 毎週金曜日(起案後、教育委員会に報告)

※「いじめ対策委員会」は、教育相談担当と相談の上、可能な限りスクールカウンセラーが来校できる日に実施する。

第Ⅱ 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
 - ア 教職員の資質能力の向上
 - ・積極的に校内研修会を実施する。
 - ・教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - イ 児童の行動観察
 - ・できるだけ児童とふれあう機会を増やし、子供たちの行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
 - ウ 心の教育プロジェクトチームの在り方
 - ・問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、各分掌・各学年と情報共有を図りながら、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
 - エ 教育相談の充実
 - ・年3回教育相談週間を設け、担任が児童一人ひとりに寄り添い、相談しやすい関係をつくる。

(2) 学校の教育活動を通じた取組

- 学級開きの前に、学級の子供たちとの出会いの大切さ・方法等についての共通理解を図り、学級づくりのよいスタートが切れるようにする。
- 互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるよう、学校の教育活動を推進する。
- 多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進する。
- 「仲間と共に高め合う授業づくり」の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感を持ち、自己有用感・自尊感情を高めるようにする。

(3) 家庭・地域との連携

- 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。
- 地域ボランティアの方々の温かい見守りや、様々な支援により、児童一人ひとりの心の安定と感謝の心を育てる。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 校内指導体制の確立

- 生徒指導主任、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童との信頼関係に基づき、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケート等により、児童の内面の変化を捉え、個別の教育相談を実施する。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、平素から児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会を捉えて声掛けを行う。また、日常の対話や遊び等を通して、子供が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように、「すこやかルーム」や空き教室等の活用を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- 地域行事や各種の催事などにおいて、児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 早期対応のための本校の体制

- いじめを認知した場合は、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解消に向けた取組を推進していく。

(2) いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめに係る事案を認知した場合、他の業務に優先した迅速な対応を行う。
- 教職員は、「これくらいは」という感覚をなくし、その時、その場でいじめの行為をすぐにやめさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全確保を最優先とした措置を取る。
- いじめの事実について、生徒指導主任及び管理職に速やかに報告する。

情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主任は、管理職に報告し、情報の共有化を図る。

調査・事実関係の把握

- 速やかに「いじめ対策委員会」を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童の聞き取りに当たっては、担任の他、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行い、その結果については、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を必要とする。

解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 全職員で連携して、組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられている児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、複数の教職員で継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。(具体的に詳しく、どのようにしてほしいか)
- 活動の場を設定し、認め、励ましていく。
- 温かい人間関係をつくる。

いじめられている児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、速やかに保護者との面談の時間を設定し、複数の教職員で対応し、保護者の思いを傾聴する。学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- 事実関係を明確に説明する。
- じっくりと話を聞く。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- 積極的にスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携する。

いじめている児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要員の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 何を学んだのかを確認し、今後の自分にどう生かしていきたいかを考えさせる。

いじめている児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに報告または面談をし、丁寧に説明する。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- 気付いたことがあれば、報告してもらう。

周りの児童（観衆・傍観者）への支援

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめを見たら制止するか、申し出るように働きかける。

- いじめは絶対に許される行為ではないということを、自分の問題として捉えさせる。
- 勇気を持って「いじめはだめだ」と言える児童の育成に努める。
- 共感的人間関係の育成に努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

いじめのアフターケア

一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

臨時保護者会の開催

必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

- 誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止することを目的とする。
- 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- いじめを受けた児童・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への情報の削除依頼、当該児童への情報削除の指導等、具体的対応を速やかに行い、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
 - ・いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応する。

4 いじめの解消について

- 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

→①②の二つの要件が満たされない場合は、「解消」とはならない。

→いじめ行為が3か月止んでいた場合でも、被害児童本人及びその保護者の双方に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等（本人への声掛けや保護者へは電話連絡等での確認でもよい）により確認しなければ「解消」とできない。

5 重大事態への対応フロー図【学校用】

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企画した場合等）
 - イ)「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

(1) 学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言の下、以下のような対応に当たる。

学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ 調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を実施。

いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ アンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

調査結果を教育委員会に報告

（※教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 教育委員会が調査主体の場合

教育委員会の指示の下、資料の提出など調査に協力

- 平成26年4月 策定
- 平成27年4月 年間計画修正
- 平成28年4月 年間計画修正
- 平成30年4月 年間計画修正
- 平成31年4月 年間計画修正
- 令和 2年4月 年間計画修正・「いじめの解消について」追記
- 令和 3年4月 年間計画修正
- 令和 4年4月 年間計画・文書全般の修正